

広島市物品売買等に係る予定価格等公表実施要領

(平成18年10月20日制定・平成24年12月25日最終改正)

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。以下同じ。）の提供（以下「物品売買等」という。）の契約に係る一般競争入札において、その予定価格、調査基準価格又は最低制限価格（以下「予定価格等」という。）を公表するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(予定価格等の公表)

第2条 物品売買等の契約に係る入札案件で、次の各号のいずれにも該当するものは、その予定価格について入札執行前の公表（以下「事前公表」という。）をするものとする。

- (1) 一般競争入札に付されるものであること（広島市委託業務低入札価格調査要綱（平成16年1月1日施行。以下「低入札価格調査要綱」という。）第3条の規定により調査基準価格を定めたもの及び広島市委託業務最低制限価格制度取扱要綱（平成24年2月1日施行。以下「最低制限価格制度取扱要綱」という。）第3条の規定により最低制限価格を定めたものを除く。）
- (2) 電子入札（広島市契約規則（昭和39年広島市規則第28号。以下「契約規則」という。）第4条に規定する電子入札をいう。）を行うものであること。
- (3) 当該入札に参加する者に必要な資格の有無を入札執行後において確認を行うものであること（当該入札が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）である場合を除く。）
- (4) 別表に掲げる種目の契約であること。

2 物品売買等の契約に係る入札案件で低入札価格調査要綱第3条の規定により調査基準価格を定めたもの又は最低制限価格制度取扱要綱第3条の規定により最低制限価格を定めたものについては、当該入札案件の予定価格等について入札執行後の公表（以下「事後公表」という。）をするものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、物品売買等の契約の相手方を決定しようとする場合において、予定価格の事前公表又は予定価格等の事後公表をする必要があると認めるときは、あらかじめ財政局契約部物品契約課と協議した上、その予定価格の事前公表又は予定価格等の事後公表をすることができる。

(公表をする予定価格等の内容)

第3条 前条の規定により事前公表又は事後公表をする予定価格は、契約規則第16条の規定により定めた予定価格の額から、消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額とする。ただし、インターネットを利用した売払物品の売払い並びに消費税及び地方消費税が非課税とされる資産の譲渡等に該当する物品売買等については、この限りでない。

2 前条第2項又は第3項の規定により事後公表をする調査基準価格は、低入札価格調査要綱第3条の規定により定めた調査基準価格の額から、消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額とする。

3 前条第2項又は第3項の規定により事後公表をする最低制限価格は、最低制限価格制度取扱要綱第3条の規定により定めた最低制限価格の額から、消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額とする。

(予定価格等の公表の方法)

第4条 第2条の規定により事前公表をする予定価格又は事後公表をする予定価格等は、広島市ホームページ（広島市調達情報公開システムを含む。）に掲載するほか、事前公表をする予定価格にあっては、その入札公告に記載するものとする。

(入札金額内訳書の徴取)

第5条 予定価格の事前公表又は予定価格等の事後公表をする契約のうち物品の借入れ及び役

務の提供の契約に係る入札案件については、その入札参加者から、入札書の提出（契約規則第8条第1号に規定する入札書を契約規則第6条又は第7条の規定により提出することをいう。）の際に、当該入札に係る入札金額の内訳を明らかにした入札金額内訳書（以下「入札金額内訳書」という。）を併せて提出させるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、広島市物品売買等に係る入札後資格確認型一般競争入札実施要領（以下「入札後資格確認型一般競争入札実施要領」という。）第5条第4項の規定により実施する再度入札においては、開札の結果、入札後資格確認型一般競争入札実施要領第5条第8項に規定する最低価格入札者になった者のみ、入札金額内訳書を提出させるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、特定調達契約又は入札後資格確認型一般競争入札実施要領第2条ただし書に規定する契約で、地方自治法施行令第167条の8第4項により実施する再度の入札においては、入札金額内訳書の提出は不要とする。

（委任規定）

第6条 この要領に定めるもののほか、物品売買等に係る予定価格等の公表の実施に関し必要な事項は、財政局長が定める。

附 則

（施行期日等）

1 この要領は、平成18年11月1日から施行する。

2 予定価格の事前公表は、この要領の施行の日以後において物品売買等に係る契約の申込みの誘引を行う入札案件について適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成19年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の広島市物品売買等に係る予定価格事前公表実施要領（以下「改正後の要領」という。）は、この要領の施行の日以後において契約の申込みの誘引を行う入札案件について適用し、同日前に契約の申込みの誘引を行った入札案件については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、物品の売買及び修繕並びに製造の請負の契約については、この要領の施行の日から平成19年3月31日までの間、改正後の要領第2条第1項第3号の規定は適用しない。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の広島市物品売買等に係る予定価格事前公表実施要領は、この要領の施行の日以後において契約の申込みの誘引を行う入札案件について適用し、同日前に契約の申込みの誘引を行った入札案件については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成20年1月1日から施行する。

2 改正後の広島市物品売買等に係る予定価格事前公表実施要領は、この要領の施行の日以後において契約の申込みの誘引を行う入札案件について適用し、同日前に契約の申込みの誘引を行った入札案件については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

2 改正後の広島市物品売買等に係る予定価格事前公表実施要領は、この要領の施行の日以後において契約の申込みの誘引を行う入札案件について適用し、同日前に契約の申込みの誘引を行った入札案件については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の広島市物品売買等に係る予定価格事前公表実施要領は、この要領の施行の日以後において契約の申込みの誘引を行う入札案件について適用し、同日前に契約の申込みの誘引を行った入札案件については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 2 4 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 2 5 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の広島市物品売買等に係る予定価格等公表実施要領は、この要領の施行の日(以下「施行日」という。) 以後において契約の申込みの誘引を行い、業務の履行期間の始期が平成 2 5 年 4 月 1 日以後の入札案件について適用し、施行日前に契約の申込みの誘引を行った入札案件及び施行日以後において契約の申込みの誘引を行い、業務の履行期間の始期が平成 2 5 年 3 月 3 1 日以前の入札案件については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

契約の種類	分類	番号	種目
物品の売買、 修繕及び製 造の請負	印刷・写真・広告	01-01	一般印刷
		01-02	軽印刷
	事務用品	02-02	事務用機器
	機械器具	03-03	家電、視聴覚機器
		03-04	工作用機械器具
		03-05	産業用機械器具
		03-06	厨房機械器具
		03-07	消防機械器具
	車両・船舶・航空機	04-01	自動車
	家具・装飾	05-01	スチール家具
	縫製	06-02	皮革・ゴム・ビニール製品
	教育用品	09-01	学校教材具
		09-03	運動具
物品の借入れ		20-01	コンピュータ機器・システム
		20-02	コンピュータ機器以外の機械器具
		20-03	車両・船舶
		20-04	仮設建物（物品に限る。）
		20-05	家具・装飾
		20-06	園芸用品
		20-07	その他
役務の提供	施設維持管理業務 を除く役務	30-01	検査・測定
		30-02	調査・研究
		30-03	計画策定
		30-04	広報・宣伝
		30-05	催事・展示
		30-06	情報処理（コンピュータ関連）
		30-07	建物附属設備、機械設備（施設維持管理業務に掲げているものを除く。）の保守点検・運転管理
		30-08	機械器具（建物附属設備、機械設備を除く。）の保守点検
		30-09	道路・公園等の維持管理
		30-10	河川・下水道等の維持管理
		30-11	運送・保管
		30-12	廃棄物の収集・運搬・処理、浄化槽の清掃・保守点検
		30-13	クリーニング
		30-14	司法書士、土地家屋調査士への依頼
		30-15	その他
	施設維持管理業務	51	建築物清掃
		52	建築物空気環境測定
		53	建築物飲料水水質検査
		54	建築物飲料水貯水槽清掃
		55	建築物ねずみこん虫等防除
		56	常駐警備

		57	冷暖房設備等の運転管理（常駐）
		58	自家用電気工作物の保守点検
		59	消防用設備の保守点検
		60	電話交換
		61	機械警備

備考

- 1 「分類」、「番号」及び「種目」の詳細は、物品等に係る契約の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成9年9月12日施行）による。
- 2 物品の売買、修繕及び製造の請負並びに物品の借入れの項の種目の欄において該当する品目は、複数の商標又は銘柄等が選択できる品目に限るものとする。